

「やまぐち森林づくり県民税」

第3期対策

平成27年3月

山 口 県

1 趣旨

本県では、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林整備」という視点に立った新たな森林づくりを、県民との協働により進めていくとの理念のもと、全国に先駆け、平成17年度から「やまぐち森林づくり県民税」制度を導入し、これまで2期10年間、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、ボランティア活動に対する支援などを実施し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努めてきました。

しかしながら、本制度は県民の負担によるものであることから、第2期実施期間の最終年度である平成26年度に、県民アンケート調査や市町への意見聴取、学識経験者や公募委員などで構成される『やまぐち森林づくり推進協議会』における議論等により、幅広く意見を聴いた結果、アンケートでは、本制度の継続による森林づくりに9割近い賛同を得、市町からは、事業の継続と合わせ、地域特性に応じた市町事業の拡大等についての要望が寄せられました。また、『やまぐち森林づくり推進協議会』においても、「県民税は継続すべき」との意見をいただくとともに、ハード・ソフトの両面において多様な取組の必要性について提言がありました。

このような結果を踏まえ、県では、荒廃森林の再生をはじめとした豊かな森林づくりの一層の推進に向け、森林づくり県民税による取組を継続することとし、このたび、「やまぐち森林づくり県民税」第3期対策を策定しました。

2 第3期対策

(1) 実施期間

平成27年度～31年度の5年間とします。

(2) 課税方式

現行制度を維持し、「県民税均等割の超過課税」方式とします。

(3) 税額

現行制度を維持し、個人の場合は年額500円、法人の場合は県民税均等割額の5%相当額（資本金等に応じて1千円から4万円）とします。

やまぐち森林づくり県民税の仕組み

実施期間	平成27年度から平成31年度まで（5年間）																			
課税方式	県民税均等割の超過課税方式																			
対象者	○個人 県内に住所がある方 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方 ○法人 県内に事務所、事業所を持っている法人等																			
税 額	○個人 年額:500円 ○法人 年額:1,000円～40,000円（均等割額の5倍相当額）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>県民税均等割額</th> <th>5倍相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	県民税均等割額	5倍相当額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円
資本金等の額	県民税均等割額	5倍相当額																		
50億円超	年額 800,000円	40,000円																		
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円																		
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円																		
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円																		
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																		
納税方法	<p>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</p> <pre> graph TD subgraph Individual A[給与所得者 (納税義務者)] -- "給与から天引" --> B[雇用主 (特別徴収義務者)] B -- "納入" --> C[市町] D[個人事業者等 (納税義務者)] -- "納税 (納税通知書)" --> C end subgraph Corporate E[法人 (納税義務者)] -- "申告納付" --> F[県] end C -- "払込み" --> F </pre> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>給与所得者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用主が給与から税を天引きします。 雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>個人事業者等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町から送付される納税通知書によって納税します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 </td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 </td> </tr> </tbody> </table>		給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主が給与から税を天引きします。 雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 市町から送付される納税通知書によって納税します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 	法人	<ul style="list-style-type: none"> 県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 												
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主が給与から税を天引きします。 雇用主はとりまとめた税を市町に納入します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																			
個人事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 市町から送付される納税通知書によって納税します。 市町はとりまとめた税を県に払い込みます。 																			
法人	<ul style="list-style-type: none"> 県民税の申告納付の際に、均等割額に上乗せして納めます。 																			

(4) 使途（取組事業概要）

第3期対策では、荒廃森林や繁茂竹林の整備を継続するとともに、新たに中山間地域の振興に向けた里山の整備など、地域課題に柔軟に対応できる市町事業を創設します。

【ハード事業】

メニュー	事業内容	
森林活力再生事業		
第2期対策の中核事業であった、荒廃したスギ・ヒノキ人工林の再生と繁茂竹林の整備を継続するとともに、水源かん養や山地災害防止機能の維持増進を図るべき森林で一体的に重点実施する。		
森林機能回復事業	奥山等で手入れが行き届かず、下草が枯れ樹木の根が露出するなど荒廃し、森林機能の低下したスギ・ヒノキ人工林を対象に強度間伐を実施し、森林機能の回復を図る。	整備目標 2,000 ㍎ _㍎
繁茂竹林整備事業	周辺の人工林の成長や生活面で支障を来す、繁茂・拡大した竹林の伐採及び伐採後の再生竹の除去を行い、豊かな自然林への回復を誘導する。	整備目標 350 ㍎ _㍎
地域が育む豊かな森林づくり推進事業		
豊かな森林づくりを市町と一体となって推進するため、中山間地域の元気創出や市町が抱える地域課題の解消に向け、市町等が計画し実施する多様な森林整備に対する支援を創設する。		
中山間地域対策	中山間地域の元気を創出するため、繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣被害を軽減する明るく見通しの良い森林の整備など、地域づくり活動等に意欲ある集落周辺の里山林の一体的な整備を支援する。	
地域課題対策	地域の様々な要望・課題に対応するため、森林公園の保全や海岸林の整備、観光地周辺の景観保全など、市町等が独自に取り組む多様な森林整備を支援する。	

※第2期対策の「魚つき保安林等海岸林整備事業」と「豊かな森林づくりモデル事業」は、「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」へ統合して実施します。

【ソフト対策】

メニュー	事業内容
<p>地域森林づくり活動強化対策事業</p> <p>県民等が参加する自主的な森林づくりを進めるため、引き続き、ボランティア団体、自治会等への資機材導入を支援するとともに、その対象団体や活動内容を拡充する。併せて、中核となる指導者の育成・確保を行う。</p>	
<p>森林環境ボランティアリーダー養成事業</p>	<p>森林ボランティア団体等のスキルアップを図り、連携・協力体制を構築するため、森林作業技術、安全対策等の研修会や情報交換会を開催する。</p>
<p>森林環境活動サポート事業</p>	<p>市町やボランティア団体等が行う森林づくり活動に必要な資機材購入を支援するとともに、団体等が実施する森林環境教育や体験交流活動に対し支援を行う。</p>
<p>県民参加の森林づくり推進事業</p>	<p>地域イベントや各種広報媒体を活用した効果的なPR活動など、森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の重要性に関する普及啓発活動を行う。</p>